京都市告示第351号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

平成23年1月5日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

藤ノ木町北部町内会

2 規約に定める目的

会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持 及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) 朱雀第八自治連合会の活動に参加し、朱雀第八学区発展に寄与する。
- (2) 会員の葬儀等の際の互助に関する事を行う。
- (3) 防火と防犯を推進する。
- (4) 会の区域内の環境の向上と美化の推進を行う。
- (5) 町有財産・資産の修理・管理を行う。
- (6) その他災害時等の扶助を行う。
- 3 区域

京都市中京区西ノ京藤ノ木町北部地内,西小路通,木辻通,旧二条通,新二条通(太子道通)で囲われた地域

4 事務所

京都市中京区西ノ京藤ノ木町1番地

5 代表者の氏名及び住所

村田収

京都市中京区西ノ京藤ノ木町1番地

- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無なし
- 7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成22年12月21日

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)